

経済産業大臣と
フランス・エネルギー移行大臣との
原子力エネルギー分野における協力に関する共同声明

日本の経済産業大臣及びフランスのエネルギー移行大臣は、原子力エネルギーが世界の安定供給の確保及びカーボンニュートラルの達成に大きく寄与することを確認する。日本とフランスは、1972年2月26日に東京で署名された協力協定で合意したとおり、世界の原子力安全の向上及び原子力の平和利用の促進の観点から、相互の原子力協力、共通の価値を有する第三国に対するそれぞれの支援を引き続き深化させていくことを確認する。

我々は、日本とフランスが原子力協力の歴史を通じて築いてきた原子力技術の財産と、将来原子力分野で活躍する若者を育成する機会の創出が、原子力利用における先進国として世界の期待に応えるために、両国の原子力技術、人材、産業基盤の維持・強化に不可欠であることを強調する。

この目標を達成するため、新たな協力の枠組みとして、両国政府の行動計画を設定する：

(1) 原子力エネルギー分野で特に重要な以下のテーマについて、研究開発の支援や資金調達を含む政策措置や協力に関する実務的な議論を加速させる。

a) 研究機関及び業界団体の協力の下、既設原子炉の安全な長期運転及び安全性向上のための協力を強化。連携分野としては、経年劣化や陳腐化の管理に資する研究開発プロジェクトや、より安全な長期運転のための人材育成支援が考えられる。

b) 最高レベルの安全性を伴う福島第一原子力発電所の廃炉のための、コンプライアンスに準拠した効率的な原子力発電所の廃炉。事故から得られた分析と教訓や廃炉に関する努力は、両国における原子力エネルギーの安全利用を向上させるからである。福島第一原子力発電所の廃炉に向けた産業協力を強化するため、政府間及び民間企業間の協力が求められる。

c) 原子炉部品や核燃料を含むサプライチェーンの維持・強化。必要に応じて新たな濃縮・転換能力も伴う。

d) 新規参入国における原子力エネルギー能力構築の強化のための協力。

e) 廃棄物を最小限に抑え、天然ウランの必要性を減少させる再処理政策の推進。

f) ウクライナを含む多国間の組織を通じた、原子力安全に関する国際協力を支援するための取組。

(2) 我々は、核燃料サイクルに関する技術協力の加速に向けて取り組む。研究機関及び民間企業は、使用済 MOX 燃料の再処理を見通すための研究を続ける。

(3) 日本とフランスは、革新的原子炉、大型軽水炉及び小型モジュール炉(SMR)を含む原子炉の開発や、それらの自国及び第三国への展開を検討する際に、共通の価値を有する国同士の間での強固な原子力サプライチェーンの構築の重要性を確認し、この点に関する両政府の政治的支援を強化する。

(4) 我々は、次世代の革新炉の開発に向けた研究開発協力を継続する。特に、ナトリウム冷却高速炉(SFR)については、日本とフランスの研究機関及び民間企業が協力を強化し、技術成熟度及び市場の期待を考慮した共通の利益に資する形で、新技術及び設計開発の機会を検討する。

署名者は、本共同声明の日本語とフランス語の原本2通に署名し、うち1通を各々が受領する。

2023年5月3日、パリ